|  |  |
| --- | --- |
| 受付番号 |  |
| ※記載不要 |

平成29年　　月　　日

（様式３）

前提条件チェックリスト

応募いただくに当たっては、次の事項を全て満たしていることが条件となります。

１　ロボット及び機器の条件

（１）次の事項に該当しないものに限ります。**該当しない場合**は、チェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | チェック欄 |
| 水濡れによる発火、発煙を生じ得る機器 | □ |
| 火花の発生や火気、発煙を生じ得る機器 | □ |
| エンジンその他内燃機関による駆動を必要とする機器 | □ |
| 多量の発熱がある機器 | □ |
| 高圧ガスや可燃性ガスを使用する機器 | □ |
| 騒音・振動・空振を発生させる機器 | □ |
| 臭気を発生させる機器 | □ |
| 大電力の使用が必要な機器 | □ |
| 不安定な化学物質・放射性物質・毒性のある物質を使用する機器 | □ |
| 事故や発火が相次いでいる機器 | □ |
| 発火歴のあるバッテリーを使用し、その対策が講じられていない機器 | □ |
| 鋭利な部分を有し、人に危害を加える恐れのある機器 | □ |
| 都庁舎の円滑な運営に支障が生じる恐れのある機器 | □ |
| その他、公序良俗に反する機器 | □ |

（２）次の条件に収まるものに限ります。**該当する場合**はチェックをしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事項 | チェック欄 |
| ロボット及び機器を固定した場合の最大可動域が2,000mm×2,000mm以内 | □ |
| 高さが1,800mm以内 | □ |
| 重量が300㎏／㎡以内 | □ |
| 最大使用電力が100V、15A以内 | □ |

２　安全性の確保

次の事項を全て満たしているものに限ります。**適合する場合**はチェックをしてください。

本事項は、「生活支援ロボット及びロボットシステムの安全性確保に関するガイドライン（第一版）（以下「ガイドライン」という。）」（平成28年６月ロボット革命イニシアティブ協議会）の「４．実証実験実施者の責務」を準用し、一部表現を修正しているものです。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事項 | チェック欄 | 備考 |
| 実証実験に先立ち、製造者等より、ロボットの安全上の仕様及び残留リスクが記載された書面を取得すること（提案者が製造者等の場合は、ロボットの安全上の仕様及び残留リスクが記載された書面を作成すること（ガイドライン3.3一部準用）。）。 | □ | ガイドライン4.1準用 |
| 被験者（利用者）及び被験者（利用者）以外の第三者の生命、身体、財産、プライバシー権その他の権利が侵害されないよう、細心の注意を払うこと。特に実証実験を実施する施設や場所の状況に即したリスクアセスメントを行い、安全性の確保を目的とした基本的な計画を立案し、必要に応じて倫理委員会等の意見を聴取したうえ、同計画を実施すること。 | □ | ガイドライン4.2準用詳細は企画提案書（様式５）に記載のこと。 |
| 安全確保上の必要があるときは、一定の年齢、身長、体重又は技能等を備えた者を被験者（利用者）とすること（必要がない又は必要があり一定の年齢、身長、体重又は技能等を備えた者を被験者（利用者）としている場合はチェックをすること。）。 | □ | ガイドライン4.3準用詳細は企画提案書（様式５）に記載のこと。 |
| 実証実験中に事故の発生する可能性がある場合には、あらかじめ、事故発生時の対応手順を策定すること。 | □ | ガイドライン4.4準用詳細は企画提案書（様式５）に記載のこと。 |
| 事故を避けるために必要かつ十分な安全上の情報を広報すること。 | □ | ガイドライン4.5準用詳細は企画提案書（様式５）に記載のこと。 |
| 実証実験を実施した結果、新たに判明した危険源や、リスクの内容について得た知見を記録し、これを製造者等に通知すること。 | □ | ガイドライン4.6準用 |
| 実証実験実施上の事故に基づく賠償責任を補償する保険に加入すること。 | □ | ガイドライン4.7準用実証実験の開始時までに、賠償責任補償保険加入証明書を提出すること。 |